

平成20年11月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成20年11月18日(火)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成20年11月定例会

日 時 平成20年11月18日(火)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 岩本博子	2番 鴨打喜久男
3番 立花隆一	4番 西克彦
5番 尾崎利一	6番 粕谷久美子
7番 長瀬りつ	8番 二宮由子
9番 天目石要一郎	10番 大原明彦
11番 今野篤	12番 須藤博

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 荒井三男
副 管 理 者 尾又正則	助 役 窪田 治
会 計 管 理 者 小貫晴信	事 務 局 長 戸井田 豊
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 村野盛雄
計 画 課 長 市川三紀男	総務課長補佐 津嶋陽彦
業 務 課 長 補 佐 後藤信章	計 画 課 長 補 佐 片山 敬
総 務 課 財 務 係 長 下田 誠	

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 8号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 平成19年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 10号 平成20年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議員提出議案第 1号 小平・村山・大和衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 8 陳情第 10号 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情

議事日程（第1号追加の1）

- 第 1 議会閉会中の特別委員会の継続審査の申し出について

午前9時30分 開 議

議長【二宮由子】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので、ご了承願います。

議事終了後、管理者から報告が2件ございますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

議長【二宮由子】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長【二宮由子】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げます。

2番 鴨打喜久男議員

7番 長瀬りつ議員

10番 大原明彦議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

議長【二宮由子】 日程第3、諸報告を行います。

諸報告については、平成20年7月及び10月に行いました、当衛生組合一般会計出納検査の結果についての報告書の写しでございまして、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長【二宮由子】 日程第4、議案第8号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、議員に支給する報酬が「議員報酬」という固有の名称に改められたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、地方自治法の一部改正の施行日に合わせた平成20年9月1日から適用を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

議長【二宮由子】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第4、議案第8号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【二宮由子】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案9号 平成19年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長【二宮由子】 日程第5、議案第9号 平成19年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第9号につきまして、説

明を申し上げます。

ごみ焼却施設の主な工事につきましては、施設の安定的な稼働を目的として、3号ごみ焼却施設では、飛灰搬送コンベア補修工事、4・5号ごみ焼却施設では灰出し設備及び5号炉の給じん設備取替工事等を行い、信頼性と安定性の向上に努めたところでございます。また、ごみ処理事業への理解と地域コミュニティの活性化を目的に、ごみ焼却余熱を利用した足湯施設「こもれびの足湯」を平成19年4月に開場いたしました。

平成19年度のごみ投入実績は組織市の市民のご協力によりまして、前年度と比較いたしますと、可燃ごみは1,206トン、不燃ごみ・粗大ごみは498トン、合わせて1,704トンの減量となり、いずれも適正処理が図られたところでございます。今後とも環境に配慮しながら安定稼働と適正な処理を行ってまいりますと存じます。

本案は、去る10月20日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして、ご認定を賜りたく提案申し上げます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 それでは、お手元に配付してございます一般会計歳入歳出決算書をごらんください。決算書を2枚おめくりください。歳入の決算状況でございます。具体的な内容は後ほど説明を申し上げますが、表の下段、歳入合計欄をごらんください。

歳入合計は、予算現額の17億5,507万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額がともに17億5,667万9,707円となり、160万3,707円の歳入超過となりました。予算現額に対する収入割合は100.1%と

なり、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

ページを1枚おめくりください。

歳出の決算状況でございます。表の下段、歳出合計欄をごらんください。予備費を含めた歳出合計は、予算現額の17億5,507万6,000円に対しまして支出済額が17億1,071万8,932円となり、不用額4,435万7,068円となりました。なお、執行率は97.5%、予備費を除いた実質の執行率は99.0%で決算をしております。

ページを1枚おめくりください。

左のページは、歳入歳出の総額と差し引き残額を記載したものでございます。平成19年度の決算のまとめとなるもので、歳入歳出差引残額は4,596万775円でございます。この残額は翌年度へ繰り越しをいたします。

以上が決算の状況でございます。

次に、歳入歳出の内容につきまして、説明をいたします。ページを2枚おめくりください。1ページになります。決算事項別明細書の歳入でございます。

なお、別に配付してございます決算附属書類の9ページ、10ページに歳入内訳表がございますので、あわせてごらんください。

1款分担金及び負担金は、組織市からの分担金でございます。分担金は均等割10%、投入割90%で算出しております。投入割のもととなる各市のごみ投入量は平成17年度の実績でございます。

2款使用料及び手数料は、組合敷地内にあります電柱の土地使用料等でございます。

3款財産収入は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の運用収入でございます。国債及び定期預金での運用を行いました。

4款繰入金は、基金からの繰入金でございます。

2目職員退職手当基金繰入金は、19年度末に退職した職員に対する退職手

当の支出のために、基金の取り崩しを行ったものでございます。

なお、財政調整基金繰入金でございますが、当初予算では1,097万9,000円の繰り入れを予定しておりましたが、繰入金の増などのため、基金からの繰り入れはいたしませんでした。

5款繰越金は、平成18年度の決算剰余金でございます。

6款諸収入でございます。1項1目組合預金利子は、歳計現金の預け入れから生じた利子でございます。

決算書のページを1枚おめくりください。

2項1目雑入は、アルミくず、鉄くずなどの売り払い収入でございます。焼鉄くず売り払い収入の増及び施設廃材やミシン・ラジカセなど不燃性資源物の売り払い収入があったため、予算現額1,658万4,000円に対し、収入済額は1,852万5,600円となりました。

3項1目組合受託事業収入は、広域支援に基づき小金井市の可燃ごみを処理したことに伴うものでございます。

次に、歳出でございます。決算書の5ページ、6ページをごらんください。

1款議会費、1項1目議会費では、議員報酬の支払い、会議録の作成、行政視察などを行いました。

2款総務費、1項1目一般管理費は、職員の給与・手当の支給、事務管理、全国都市清掃会議など団体への加入、広報紙発行などの広報啓発事業、住民協議機関の運営、フェスティバルの開催などに要した経費でございます。

職員の給与・手当の支給等につきましては、特別職4人、一般職18人の給与・手当の支給、職員共済組合などへの負担金支払い、嘱託職員退職報奨金及び職員永年勤続表彰者記念品の支給、職員の定期健康診断の実施及び職員研修などを行いました。

下段の2目財産管理費は、施設の運営・管理に係る経費、積立金並びに借地

料が主なものでございます。内容としては、ガソリン・プロパンなどの燃料、自動車の点検及び修繕、電話料、清掃・警備業務委託、小平市からの借地、消防用備品などに要した経費がでございます。

決算書の7ページ、8ページをお開きください。

上段の25節積立金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金とその利子でございます。

基金につきましては後ほど説明をさせていただきます。

27節公課費は、自動車重量税でございます。

3目の公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会の負担金でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬など所要の経費を支出したものでございます。

次の3項1目余熱利用施設費、3款1項1目塵芥処理総務費、2目塵芥処理維持管理費は、具体的な事業となりますので、その内容を決算附属書類により説明をいたします。

それでは、決算附属書類の11ページ、12ページをお開きください。事業の概要でございます。

(1)「ごみ処理事業」につきましては、「可燃ごみの処理」、「不燃・粗大ごみの処理」、そして の「最終処分場への搬出」を行いました。

の可燃ごみ処理につきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、小金井市の可燃ごみ1,808.34トンを受け入れました。

次に、(2)の施設対策においては、各施設の補修や改善工事を行いました。特に の「4・5号ごみ焼却施設」では、環境負荷の低減を目的に、炉内への尿素吹き込みによる窒素酸化物濃度低減の改善工事を行いました。また、 の「粗大ごみ処理施設」では、埋立て処理不適物混入防止を目的として、振動選

別機の櫛刃スクリーンの取替工事を行いました。

次に、右のページ、(3)の「余熱利用施設」ですが、平成19年4月14日に開場し、延べ13万5,000人ほどの方々にご利用いただくとともに、足湯施設美化アダプト制度を発足させました。

(4)の「3市共同資源化事業」につきましては、3市共同資源化等に関する調査報告書について、住民説明会を実施いたしました。また、事業の具体化に向け、組織市と組合職員による共同検討組織の設置及び市民の方々の意見を聞く市民懇談会の設立に向けた市民公募を行いました。

(5)の「その他」では、地域住民の方々を委員とする連絡協議会を開催し、意見交換等を行うとともに、地域共生事業「えんとつフェスティバル2007」の開催、広報紙「えんとつ」の発行など、市民の方々との交流や情報提供・啓発活動を行いました。また、環境報告書の発行、施設見学者の受け入れなどを行いました。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

組合における平成19年度のごみ処理量等の実績でございます。13ページの下表、「過去3年の処理状況」をごらんください。小平市、東大和市、武蔵村山市の欄の次に、組織市計の欄がございます。組織市計の欄の下段、合計の搬入量、19年度をごらんください。19年度の組織市3市からのごみの搬入量は総量で8万4,544トンでございました。前年度と比べ2.09%の減、量としては1,704トンの減少となりました。内訳は、可燃ごみがマイナス1.77%、1,206トンの減、不燃ごみ・粗大ごみがマイナス3.71%、498トンの減少となっております。

次に、事業等の具体的内容でございます。17ページ、18ページをお開きください。

上段の3項1目余熱利用施設費でございます。事業内容は、右のページにご

ざいますとおり、こもれびの足湯を平成19年4月14日に開場し、延べ13万5,000人ほどの方々にご利用いただきました。足湯施設に係る歳出額は、管理委託料など538万782円でございます。

次の3款塵芥処理場費は、衛生組合事業の中心となるごみ処理に関する内容でございます。

1項塵芥処理費、1目塵芥処理総務費では、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する地域環境対策負担金として2,100万円を支出しております。

次に、2目塵芥処理維持管理費でございます。ごみ処理事業として、施設の補修工事、各種消耗品の購入、光熱水費、最終処分場への焼却残渣と不燃物の運搬業務委託、焼却炉・粗大ごみ処理施設の運転業務委託など、ごみ処理全般の維持管理を実施いたしました。

右の18ページ、中段より少し下、「ごみ処理施設の補修工事等の概要」の表がございます。ごみ処理施設の補修工事等に要した経費でございます。

需用費・修繕料の欄でございますが、130万円以下の修繕を合計したものでございます。

次に、工事請負費の欄でございます。3号炉では、燃焼設備・集塵器ケーシングなど、6件の工事を行いました。4・5号炉では、燃焼設備、給塵設備など、10件の工事を行いました。粗大ごみ処理施設では、搬送コンベアベルト、破碎機補修など、3件の工事を行いました。共通・その他工事では、焼鉄除去装置のコンベア補修を行いました。

工事請負費全体では、20件の補修工事などを行い2億3,789万8,500円を支出いたしました。

原材料費の欄は、3号炉、4・5号炉のストーカ部品、粗大ごみ処理施設の各種部品購入などが主な内容でございます。

次に、下段の「ごみ処理事業のその他の経費の概要」でございます。

1の需用費、(1)の消耗品は、うがい薬・標識などの安全衛生消耗品、消石灰・キレート剤などの薬品油脂類、ワイヤーロープ・配管材など機械用消耗品、図書及び計量表・清掃用具などの管理用消耗品の購入などに要した経費でございます。

20ページの上段をごらんください。

(2)の燃料費は、焼却炉立ち上げの際の都市ガス使用が主なものでございます。

(3)の光熱水費は、電気、水道、下水道等、施設全般の維持管理に伴うものでございます。

2の役務費は、ごみクレーンの定期検査の実施などでございます。

次に、委託料でございます。

処理・処分等委託料のうち、廃棄物運搬等は、場内での可燃・不燃ごみ運搬業務、焼却灰の中の金属類除去業務、焼却灰・不燃残渣を最終処分場へ搬出する業務などが主なものでございます。

回収・再資源化ではフロンガスの回収を行いました。

施設等維持管理委託料のうち、プラント運転は3号炉、4・5号炉及び粗大ごみ処理施設の運転委託でございます。

処理場清掃は、焼却炉の中、汚水槽及び煙突の清掃を実施したものでございます。

測定等委託料のうち、環境測定の作業環境測定では、3号炉、4・5号炉、不燃物積替場、粗大ごみ処理施設の総粉塵濃度などを測定したものでございます。

環境計量測定は、ごみ質、焼却灰、燃焼排ガスなどの分析を行ったものでございます。

次に、ダイオキシン類測定ですが、大気のダイオキシン類につきましては、夏と冬の2回測定いたしました。測定結果につきましては、環境基準を下回っております。

ごみ焼却施設のダイオキシン類は、3号炉、4・5号炉で各1回の測定を行い、あわせて排水処理施設でのダイオキシン類の測定も行っております。

次に、機器等保守整備委託料では、クレーンの点検及び硫黄酸化物などの測定機器類の保守点検など、18件の委託を行ったものでございます。

4の備品購入費は、樹木せん定用のバリカンなどの購入でございます。

次に、ごらんいただく資料が変わりますが、決算書をごらんください。

決算書の9ページ、10ページをお開きください。

表の上段、2項1目塵芥処理場建設費は「3市共同資源化等に関する調査報告書」に関する住民説明会開催に伴う経費などでございます。

次の4款公債費でございますが、1項1目元金におきましては、平成9年度粗大ごみ処理施設選別装置改造の起債、13年度・14年度ごみ焼却施設排ガス高度処理施設整備の起債及び15年度部分更新施設整備工事の計5件、1億2,807万2,114円の元金を償還してございます。

次に、2目の利子は、起債元金に対する利子でございます。7件の起債利子1,140万6,954円がその内容でございます。

以上、4款公債費全体では、予算現額が1億3,948万円、支出済額が1億3,947万9,068円となっております。

5款予備費からの支出はございませんでした。

12ページをお開きください。「財産に関する調書」でございます。

公有財産は、平成19年度中の増減はございませんでした。

次に、13ページ、物品は、取得価格が50万円以上のものを記載してございます。軽自動車者の買いかえがございましたが、台数の増減はございません。

下段の表は基金でございます。

職員退職手当基金につきましては、一般職員の年間給料の2%相当額と利子分等を合わせて積み立て、退職手当支給のため一般会計へ繰り出しを行っております。

決算年度中の増減額につきましては、積立金169万3,860円、利子及び満期償還金75万6,140円、合計245万円を積み立て、一般会計へ2,836万5,000円を繰り出し、決算年度末現在高は1億2,337万4,000円となっております。

財政調整基金につきましては、平成18年度繰越金の一部、1,697万6,078円、利子分94万1,464円、各種契約差金1億591万1,458円、合計1億2,382万9,000円を積み立て、決算年度末現在高は2億9,478万9,000円となっております。

施設整備基金につきましては、分担金の施設整備基金部分1億5,300万円、小金井市の可燃ごみ処理に伴う受託事業収入相当分7,595万280円及び利子分並びに満期償還金594万4,720円を合わせ、2億3,489万5,000円を積み立て、決算年度末現在高が8億7,266万7,000円となっております。

以上が平成19年度決算の内容でございます。以上でございます。

議長【二宮由子】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 どうも説明ありがとうございました。

まず、ごみ処理施設の補修工事の件ですけれど、ちょっと区分けで、補修工事というと「修繕」、「改良」という言葉がありますね。そうしますと、補修工事の中には修繕と改良ということに分けることができると思うんです。先ほどご説明の中に、20件の補修工事があったというけれども、この補修工事の中

には修繕と改良ということで区分していただくと非常に理解しやすいかなと思うんです。

そうすると、修繕というのは当然現在の機械の修繕をする、改良というのはプラスアルファ、付加価値をつけて工事をする、その辺の区分が明確になると非常に理解しやすいということで、ちょっとその辺の区分説明、20件の補修工事がありましたけれども、もしそうやって類別すれば、どういうようになるのかなということと、それから、もう一つは、修繕には定期修繕と従来の突発修繕というんでしょうか、そういうようなことが19年度の予算の中であったのかどうか、それについてもちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、ページ、20ページ、それから、決算意見書の6ページですか、業務委託について書いてあるんですけども、業務委託の18年度と19年度の金額の変化した項目があるならば、ご指摘をいただきたいと思うんです。運転プランとか、運転とかいろいろあるので同じ、大体変わらないとは思いますが、ただ、委託するに当たっての基準とか、適正というんでしょうか、ただ単に安くたくののではなくて、妥当な金額というものの適正金額の委託を見積もることが正しいのかなと私は思っているんですけど、その辺の基準、適正についてはどんなような配慮をしているのかお聞かせをください。

それから、さっき説明いただいた施設整備基金、それから財政調整基金、基金が3つあるということでご説明いただいたんですけども、特に施設整備基金というのは、ちょっと私の感覚から言うと、中期計画、長期計画、短期計画が仮にあって、それに基づいて施設整備基金というものを積み立てていくものかなというような漠然として認識を持っておりますけれども、この施設整備基金というのはどんな基本的な考えを持って組まれているのか、それをちょっとお聞かせを賜りたいと思っております。

以上です。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 まず、最後の施設整備基金の内容でございます。これにつきましては、議員のお話にもございましたように、将来の施設の整備のための積み立てでございます。具体的に申し上げますと、最終的には焼却炉の建てかえ、粗大・不燃ごみ施設の建てかえ、また既存施設の取り壊し、その3つの費用を計算いたしまして積み立てているという内容でございます。分担金の中では1億5,300万円、毎年積み立てさせていただいております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 補修改善工事等の内訳でございますが、まず、定期補修的な件数では、20件のうち11件ございました。あと、緊急故障対策としての工事が9件でございます。合わせて20件の工事請負の内訳でございます。

委託の18年度、19年度の違いでございますが、決算附属書類の20ページに「事業内容及び成果の概要」ということでありますが、まず、3の委託料でございます。そのうちの処理・処分等の委託でございますが、18年度につきましては、8,869万510円でございます。それに対しての19年度が9,212万1,675円ということでございます。

それから、次の施設等維持管理委託でございますが、これについては、18年度が3億60万2,610円でございます。それから、測定等の委託でございますが、これが18年度につきましては945万8,190円でございます。それから、最後になりますが、機器等保守整備委託でございますが、これが18年度では2,292万6,750円ということでございます。

委託の基準でございますけれども、委託につきましては、すべて仕様書をもって委託の仕事の内容を示した中で見積もり等を出していただいておりますので、

仕様書をもとに委託の費用を出していただいている、そういうことでございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 ありがとうございます。私、ちょっと聞いているのは補修工事。補修工事の中で、合計20件あって、緊急が9件あったと。それで、この中にちょっと一般的には修繕と改良というのがあるんじゃないかと思うんです、修繕、改良。私、補修ですべて一括して理解しているけれど、その中にはあくまで、別の区分の仕方では修繕と付加価値を与える改良工事というのがあるかと思うんです。その辺の点をちょっと説明していただくと補修工事の中の内訳がよく理解できるということで、ひとつお聞きをしたいんですということと、それから、2つ目には、施設整備基金で最終的には幾らの金額を貯めることになっているのか、ちょっと私、どこかの資料に書いてあると思うんですけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。この2点。

それから、3点目、委託料の金額を聞いたんですが、この中に施設等整備管理委託費というのが3,000万ぐらいアップしていると思っているんですけれども、その辺の大きな理由はどこにあるのかということをお聞かせください。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 1点目の修繕改良の区分けでございます。現在、手元には修繕・改良の明確な基準の資料はございません。今いただきました意見をもとに、決算書、あるいは附属書類の書き方、あるいは仕様としてそういった形で区分けすること、これらを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 改良と修繕の補足でございますけれども、19年度

では、20件のうちの3件。内訳を申し上げますと、3号炉で室内の換気の改善をしているわけですが、それがまず1件でございます。それから、4・5号炉で排ガスの窒素酸化物の低減のための改善をしている工事がございます。これが1件でございます。それから、粗大ごみ処理施設で埋立て不燃物の質的な改善を行うために櫛刃スクリーンを取りかえたということで、改良が3件ございました。その他のものについて17件ございますけれども、これについては維持補修的な内容でございます。

それから、委託料の中の先ほどご説明しました施設等維持管理委託の中で前年度と比べますと3,000万円ほど少ない部分についてご説明申し上げたいと思います。具体的には、この中のプラント運転の中で、焼却施設が3号炉と4・5号炉と建物が離れているわけですが、計装設備の改善をした際に操作室を集約して、3号炉の機能を4号炉に持っていったことによりまして運転管理要員を減らすことができたということで減額になっております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 施設整備基金についてでございますが、最終的な目標といいますと、総事業費、焼却施設、粗大ごみ処理施設の建てかえ及び解体、その事業を合わせまして、その総事業費から国、都の補助金、起債の金額を除きました一般財源約29億円を目標に、平成15年度から33年までの19年間で積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 特にこの改良工事というのは、現場ではここを直していきたいという要望、あれはよくわかっていると思うんです。年次ごとにここを改良していくという一定の考え方があるのではないかなと私は認識するんで

すけど、その辺の改良に当たっての改良優先順位というのかな、その辺の決め方、それから、その辺についての考え方をちょっとお聞かせください。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 改良工事の優先順位等々のお話ですけれども、これは向こう3年間の補修計画書、維持管理計画書というものをつくってしまっていて、その中で優先順位を順次決めて計画をしております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 ほかにご質疑ございますか。

岩本議員。

1番【岩本博子】 それでは、何点が伺いたいと思います。まず、附属書類の12ページのところで余熱利用施設「こもれびの足湯」が当該年度、4月14日から開設して、非常に多くの利用者に喜ばれて使われているということなんですけれども、このところの美化活動を行う「足湯施設美化アダプト制度」についての参加状況と効果について伺えればと思います。

それから、22ページの決算額が予算現額に比べ増減した理由というところで、歳出の部ですが、需用費の中の消耗品(薬品類)・光熱水費の減ということがあります。これは補正予算の中でたしか消耗品の減というのが出てきたかと思えますけれども、このあたりの薬品類を減らしていくというところでは、どういった基準で、どのような形で減らしていけるものなのかということと、光熱水費の減についてもちょっとご説明をいただければと思います。

それから、再任用の件なんですけれども、現在、何人いらっしゃるのかと、再任用が各自治体では今後、非常に増えていくというようなことが今回、小平市の決算委員会などでも明らかになったんですけれども、今後のこちらの衛生組合での再任用の考え方というところを伺えればと思います。

以上3点です。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 12ページの足湯施設の美化アダプト制度ですけれども、19年度に立ち上げまして、周辺の地域の方々等にPRをしました。結果としますと3人の登録をいただきまして、具体的な活動としては、足湯の南側のあいている部分の清掃とか緑化、それらについてご協力をいただいているという状況であります。

以上であります。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 消耗品の中の薬品の使用量の工夫ということのご質問でございますけれども、特に消石灰、排ガス処理に使う消石灰でございますけれども、こちらにつきましては自動制御的な工夫をまず1点したところございます。それと、消石灰とあわせてキレートというものが使われるわけですけれども、これは飛灰の重金属の溶出を低減していくものなんです、これにつきましては、消石灰の減量に伴ってキレートも減っていくということで、そういう工夫が今年度されていると思います。

以上でございます。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 再任用の件でございますが、平成19年から制度を導入いたしまして、平成19年度は1人の再任用があります。それから、今後の見通しですが、平成23年度に1名退職、それから平成24年度に1名退職を予定しておりますので、そのときには再任用を活用していきたいと考えております。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質問ございますか。

岩本議員。

1 番【岩本博子】 光熱水費の。

議長【二宮由子】 すいません。村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 具体的なご説明をさせていただきたいと思います。

まず、薬品、需用費の中の消耗品・燃料費の減ということで、まずキレートなんですけど、量的には当初と比べまして6,080キロ、量を減らすことができました。金額にしますと159万6,000円、不用額が生じたこと。

それから、燃料費ですが、主なものとしては、都市ガスが86万8,400円ほど使わない部分が出た。これは主に炉の立ち上げに使うものですので、炉の停止、もしくは立ち上げの回数の工夫ということで燃料費の節約ができたかと思えます。

それから、電気料金が226万円ほど不用額が生じているということでございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 岩本議員。

1 番【岩本博子】 ありがとうございます。アダプトのほうは現在、数名の方が登録をされているということなんですけれども、大勢の方に、施設周辺の方にこの施設をご利用いただくことも含めまして、地域との協働という意味でもこのアダプトが広がっていけばいいかなと思いますけれども、このあたりの今後さらに人数が増えるほうがいいのかなとも思いますけれども、呼びかけみたいなのは、どういうふうにPRなりはされていくのかということだけ伺っておきたいと思います。

それと薬品のことはわかりました。自動制御の工夫ということで随分減らされたということなんですけれども、そういうことであれば、今回、数字が減られたわけなんですけれども、今後もこういった自動制御ということで工夫ができるということであれば、こういった数字で推移していくのかなということによ

ろしいのかどうかというところを確認をさせていただきたいと思います。

それと、今、CO₂の削減ということであちこちで、自治体でも努力しておりますけれども、この焼却、小・村・大として何か工夫をされていることとか、今後努力できる部分があるのか、ないのかというところもちょっと。私自身はちょっと勉強不足であれなんですけれども、何かできることがあるのかということをお伺いできればと思います。

以上です。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 足湯のアダプト制度ですけれども、今、議員からありましたとおり、地域の方々の積極的な参加ということが望ましいので、引き続きPR活動等に努めたいと思います。

以上です。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 それから、薬品の工夫についてのご質問でございますけれども、後ほど補正のほうで20年度予算のご審議をいただくわけですが、20年度におきましても、キレートについては減量の見込みをしております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 CO₂の削減の件でございますが、昨年、組合では水道水の使用を抑え、井戸水を使うようにいたしまして、CO₂の間接的な抑制をいたしております。

それから、灰出しコンベア運転、消石灰投入の機械をインバータ化しております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 ほかに質疑は。

立花議員。

3番【立花隆一】 では、何点か。重複は避けたいと思いますが、まず、補修工事のところですが、3号炉、それから4・5号炉の補修工事・施設対策のところですが、これについては、そもそも工事の細かな内容はわかったんですが、その意図するところと成果をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、こちらの附属書類のほうですが、12ページ、15ページ、連絡協議会の内容なんですが、施設見学等はわかったんですが、この中の連絡協議会での議論はどんな形でなされていたんでしょうか。その内容をちょっと教えてください。

それから、11ページの小金井のごみ1,808トンの受け入れのことなんですが、今回はこの受け入れをしたんですが、そもそも小・村・大での組合での許容量というのはどういう形になっているんでしょうか。総トン数がこうで、差額の受け入れ量がこうあって、それで今回、小金井のごみを受け入れた。あわせて今後、広域のこういった事例が発生する要件があるのか、ないのか、この辺についてもちょっと教えてください。

それから、地域環境対策、18ページのところなんですが、この中には道路対策を行ったと書いてあるんですが、私どもが地域から言われているところは、特に委託のところに書いてあるダイオキシンの測定の内容です。もう少し土壤も含めて、土壤は12年にやったと聞いておりますけれども、土壤の調査をしてほしいという声が圧倒的に多いんですが、その辺についてはどんなお考えをお持ちなんですか。

それから、予備費のところなんですが、2,700万円出ましたけれども、これは使わなかったということなんですけれども、そもそも予備費の計上というのはどういう意図で計上額を算出していったのか、その辺をちょっと教えてください。

さい。

以上です。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 附属書類の12ページの連絡協議会の状況ですけれども、定例的には2カ月に1回程度開催しております。会議の内容の中では、組合の焼却施設等の維持管理状況を報告するとともに、組織市3市の情報交換等を行っている状況です。

以上です。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 補修工事の意図と成果ということのご質問ですが、組合の焼却施設等々につきましては平成33年まで供用していくという大前提がございます。その中で施設の安定稼働と環境負荷の低減ということで工事の計画を進めているところでございます。

その中で、19年度につきましては、特に4・5号炉で窒素酸化物の濃度改善工事ということで環境負荷の低減を進めていったところですが、その成果でございますが、19年度の後半でその工事が終わったものですので、20年度の当初、初めのころのデータとちょっと比較してみました。そうしますと、19年度では、窒素酸化物の低減のために進めた工事ですので、窒素酸化物での評価をするんですが、4号炉では、19年度では平均で96ppmありました、これが20年度では84ppm、それから、5号炉で99ppm、これが77ppmに落ちているということでございます。

それから、小金井市の支援の事例でございますけれども、これは施設の能力の余裕がある、なしでの量を決めたということではなくて、小金井市の経過は、既に私どもに支援の要請があった時点では、国分寺市と西多摩衛生組合さんで大きく支援先が決まっていた。そして残る約3,000トンの未処理が出て

くる。そういう中で約2,000トン処理することが可能かどうかということでは量を決めていったということの経過がございます。

あと、土壌のダイオキシンでございますけれども、こちらは土壌をサンプリングするときのいろいろと細かな条件がございます。要はその土地の利用の履歴がはっきりしているということで、10年以上、土壌の入れかえがないという1つの制約があります。その辺からしますと、10年ぐらいのスパンで土壌調査を進めていくのがいいのかなと思っております。先ほど議員さんがおっしゃったように、平成12年に土壌の調査をしておりますので、早ければ22年ぐらいにはもう一度、やる時期に来るのかなとは思っております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 予備費の件ですが、組合では総予算額の1%前後を見込んで計上しております。緊急の補修工事、そういったものに対応することを考えております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 立花議員。

3番【立花隆一】 わかりました。じゃ、予備費のところは1%減少したけれども、緊急対応はなかったという理解でよろしいですね。

それから、補修工事のところですが、成果があらわれたということなんですが、今後33年までコンスタントに、こういった施設工事はこのくらいの金額で推移していくというふうな見方をされていくんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

それから、連絡協議会での議論ですが、こういう施設の協議会を設けたというのではなくて、そこでどういう議論があったのかということを知りたいんです。あわせて、そのご要望に対して組合のほうでどういうアクションをとった

のか、この辺をちょっと教えてください。

それから、小金井のごみについては、経過はよくわかっているつもりなんです。私がお聞きしているのはそういうことではなくて、今後そういうものが広域の協力というのがあったときに、どういう基準で受け入れをしていくのか。単純に考えて、今、小・村・大、年間8万6,000トン受け入れがあって、年間の焼却量が7万8,000トン、その差額が7,900トンと、単純計算をすれば、こういうことになっていくんですけど、こういうことではないですね。ですから、余力があるから受け入れるということではなくて、それに対してどういう基準を持って受け入れをしていくのかということについて、今後、小金井の対応をあわせて、その辺、どういう受け入れの基準を持って受け入れをしていくのかということについてをお聞きしたいと思います。

それから、土壌の調査は10年に1回ということなんですが、前は東小川橋で調査をしたと聞いておりますけれども、10年間、移動しないということなんですが、これをもう少し定点を移動してみるとかということにはできないでしょうか。例えば東小川橋プラスもう1カ所、予定では22年度、土壌調査も可能かなというお話がありましたけれども、そういうときは、考え方はできないでしょうか。それをちょっとお聞きします。

以上です。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 まず、33年まで補修工事費の金額がどの程度の金額で推移するのかという1点目のご質問でございますが、ほぼ毎年つくり上げています維持管理計画書の中で、ほぼこの金額に沿うような形で計画書をつくっておりますので、逆に言いますと、施設の機能維持にはこのくらいの程度の金額が必要だと思えます。

それから、ダイオキシンの定点の移動についてでございますが、この測定点

の決定につきましては、いわゆる私どもの組合の煙突から降下する状況をシミュレーションした結果、ほぼ1キロ前後のところに大体その出現点があるだろうということで、1キロぐらいの地点をまず2点選んでいます。それから、3地点目として、その中間である500メートルぐらいのところを地点として選んでいますので、シミュレーションを考慮して測定する中で、さらに土壌のサンプリングできる土地といいますと、私有地ですとなかなか難しい問題が出てきますので、公共の公園ですとかになりますと、なかなか測定点を選ぶのは難しいんですが、それともう一つは、前回、測定していますので、その辺のもし仮に平成22年に測定した場合に、前回との結果の評価というものが測定点をいじらないほうがよろしいのかなとも考えられます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 小金井市のごみの関係でお答えを申し上げます。

議員のお話でございますように、単純に物理的な炉の許容量いっぱいということは考えておりません。基本的には、多摩地域広域支援体制の中にのっこのかどうかというのが一番大きな問題だと思います。

それと流れとして、ごみを減らしていこうということでございますので、東京都につきましても減らしていくというのが大きな流れでございますが、受け入れに当たりましては地域の皆様方のご理解というのが大切でございますので、単に許容量だけを見て受け入れるということでは考えておりません。

以上です。

議長【二宮由子】 片山計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 連絡協議会の議論、それから、その成果というご質問なんですけど、先ほど課長のほうからご説明しましたとおり、日々の連絡調整はやっておりますが、大きな成果といたしましては、まず、信号機の設置要

望、それから、足湯施設もそうでございます。先ほどから議論になっております19年度については窒素酸化物の抑制対策ということで、これも日々の議論の中から、3号炉、4号炉、5号炉、3号炉の焼却施設がございますが、日々の維持管理データをお示ししたところ、3号炉に比べ4・5号炉が高いのではないかとの意見があり、この抑制対策を、という要望に基づいて業務課のほうで、今、ご説明しているとおりの対策を実施しているものでございます。

以上です。

議長【二宮由子】 立花議員。

3番【立花隆一】 では、小金井市のごみについては地域のご要望を聞いて、広域支援等ではあるけれども、そういったお話を聞いて結論を出しているという考え方ですね。そうすると、地域の聞く要望、それから、皆さんの結論を出す機関というのはどのような形なんですか。例えば連絡協議会なのか、それとももう少し広げた内容なのか。今後、あわせて広域支援のことが出てくる可能性は当然あり得る話ですね。そういうところで、どういう機関で決定をしていただいて、住民の意見がそうだったとなるんでしょうか。その辺をあわせて1点お聞きします。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 広域支援につきましては、基本的に多摩地域の団体が協定を結んでおりますので、協定を結んだことによって公的な責任が基本的にはあると思っております。基本的にはそういう事態が生じましたら、当然全体の中で話し合うわけですが、広域支援の協議会の中で話し合っ、なおかつ、私どもではそういった責任をもとに地域の方にご理解をいただきながら受け入れていくという形でございます。

以上です。

(「それを話してもらわないと困っちゃうんだ」の声あり)

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 地域の方のご意見を聞くということであれば、現在では連絡協議会がメインでございます。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございますか。

長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 決算附属書類の11ページです。(1)ごみ処理事業のところの最終処分場への搬出のところで、破碎不燃については三度選別をされてきたわけですが、櫛刃スクリーンの変更で一度選別に変更したとありますが、要するに精度が上がったという理解でよろしいのでしょうか。

それから、この破碎不燃ではなくて、今度は破碎可燃の中のプラスチックの混入率なんですけど、18年度と19年度でわかったら教えてください。

それから、去年も聞いたのかもしれませんが、不燃・粗大処理施設の事故件数がわかりましたら、それも教えてください。

それから、同じく附属書類の17、18です。この左側の塵芥処理維持管理費のごみ処理事業の中で3号炉の緊急立ち下げがあったと思うのですが、これは意見書を見ますと需用費で煙突清掃が生じて委託料に予算流用したという書き方がしてありますが、この中で流用されたという理解でよろしいのでしょうか。

それから、次の20ページです。先ほどどなたかの質疑の中で、ガスの使用料と電気の使用料ですが、これは18年度よりも増えていますね。回数を工夫して下がったというお話だったんですが、電気のほうは200万円ぐらい増えているんじゃないですか、19年度は。違いますか。

それと、下水道ですが、極端に増えているんですけど、水道のほうは井戸水を使ってというお話がありましたけれど、下水道が極端に増えていると思い

ますが、理由を伺わせてください。

それから、たしか17年度は環境報告書が出されて、CO₂の排出量の数字を出していただいたと思うんですが、18年度・19年度、もしCO₂排出量を出していらっしゃれば教えていただきたいと思います。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 まず、埋め立ての精度の質問でございますけれども、これは19年度に粗大ごみ処理施設の振動選別機にかかるスクリーンを取りかえております。その関係で、三度選別していたものを一度選別に切りかえていったわけですが、内容としましては、スクリーンの大きさですが、ふるいの大きさ、これが30ミリ程度あったものを25ミリまで小さくしました。その結果、効果としましては、埋め立て不適物として取り扱われるペットボトルのキャップでございますが、キャップの排出がなくなったことによりまして、処分組合の埋立物に対しての質の対応ができたということです。

それから、破碎可燃のプラスチックの混入についてのご質問でございます。まず、18年度では破碎可燃のプラスチックの混入が73.1%でございます。それから、19年度では75.7%という分析になっています。少しずつプラスチックの割合が上がってきているようなんですが、これは不燃物、いわゆるごみを受け入れる段階での不燃物の中のプラスチックの割合をしてみると、18年度で57.02%、19年度で68.34%でございます。プラスチックの混入については以上でございます。

それから、都市ガスが減った、増えたというご質問でございますけれども、先ほどの減ったというのは予算現額に対して100万円以上余った部分についてのご説明ございまして、予算が100万円以上余った部分のご説明の中で都市ガスが工夫したということのご説明でございます。

それから、CO₂の18年度、19年度の比較でございますが、ごみ焼却施

設の稼働に伴うCO₂の変化でございます。18年度は4万5,787トン、19年度で4万8,721トン、18、19で比較しますと2,934トンほど増えているということでございます。

それから、CO₂につきましては、間接的な排出、いわゆる電気の使用ですとか、ガスの使用、こういうもので発生する部分について、18年度では3,654トン、19年度で3,614トン、これはほぼ前年度と数字が変わらない状況でございます。

それから、粗大の事故でございますが、19年度でカセットボンベ等々が原因ではないかと思われる爆発ですとか、ちょっと火がついてしまうというようなことが起きるわけですが、19年度で16件ほどありました。その中で種類別には、爆発的なものが11件ほど、それから破砕機の中で火がついてしまう、こういうものが5件ほどございました。

以上でございます。

議長【二宮由子】 下水道のほう。村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 すいません。もう1点の下水道料金が前年に比べて4倍～5倍ほど量的に増えているわけですが、これは足湯施設からの戻り水を再利用しているわけですが、現在、非常にうまく再利用できているわけですが、当初、当然露天で足湯を使っているものですから、落ち葉等の汚れた水が施設に入ってくることによって、再利用できなかった部分がありまして、19年度では前年度に比べてましてちょっと量が多くなってしまったというところでございます。

3号炉の煙突清掃が緊急に必要なになったということの予算的なものは、需用費からの流用でございます。そういうことでございます。これは19年度、要は20年の3月に、3号炉のストーカが故障してしまったことによって立ち下げをした。3号炉の場合には、立ち上げをする際に必ず煙突掃除をするという

ことのお約束事ができていますので、それに伴う清掃費が発生したということ
でございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 CO₂の排出量が減ってはいかないという状況にあるわけ
で、どのような工夫をしなければいけないのかというのは課題かなとは思
いますので、私たちも考えていかなきゃいけないかなと思います。

附属書類の20ページの先ほどご説明ありました委託料のところ、排出物
の運搬、それから、プラント2億6,000、プラント運転、これらはたしか随
意契約で、仕様書を出して見積もりを出してもらおうという説明でしたけれど、
随意契約で行われているわけですが、これらについて、競争の手法について検
討するというご答弁が昨年あったんですけど、どのように検討が進んでいる
のか教えていただきたいと思います。

それから、決算書の9ページですが、塵芥処理場建設費のところの23万3,
000円、額は小さいのですが、住民説明会の費用という説明がありましたが、
たしか3回行われていると思うのですが、旅費、需用費、委託料の内訳を教え
てください。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 住民説明会に関する委託料の関係ですけれども、
説明会会場用の看板をつくりまして、その費用として1万9,635円かかった
という状況であります。

(「旅費、需用費の細かい内訳を教えて」の声あり)

あと、消耗品費の関係でありますと、具体的にはラミネートフィルムとか、
フォルダー、ボールペン、それから、会場用のカラーサイン、それらを購入し
たものであります。

(「旅費。それ、需用費でしょう」の声あり)

旅費の計上につきましては、職員が3名いるんですけれども、東京都等での出張にかかる旅費であります。

(「住民説明会じゃないじゃんね。住民説明会で何で旅費が要るんだろうと思う」の声あり)

よろしいですか。この経費は塵芥処理場建設費ということで、3市共同資源化事業にかかる全体の経費がここに事業費としてかかっておりまして、計画課3名の旅費もここで支出させていただいたと、そのような状況であります。

以上です。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 プラント運転の随意契約のことですが、内部でそれぞれ研究をしているわけですけれども、他団体の状況だとか、それから、実際に業者がかわったときの引き継ぎの状況だとか、そういったものをいろいろ研究しながら、今、内部で検討しております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 競争の手法という意味で当分かかるといえることですか。何年ぐらいを目途にされるおつもりでしょうか。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 今のプラント運転、大きなプラントの運転ですね。これについてはなかなか専門的な部分もございますので、検討は行いますが、急に変わるのはいかがでしょうかという気がいたします。その他、個々に仕事を見ていて、個々の部分を委託できるかどうか。委託というのは競争できるかどうか、その辺も含めて検討しているということでございます。特に何年という形での目標は今のところ、定めてございません。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございませんか。

粕谷議員。

6番【粕谷久美子】 附属書類の12ページ、その他の のところ、見学者の2,128人を受け入れ、49団体というところなんですが、この49団体がどういった団体なのかということと、あと、今後は見学者の受け入れについての考え方、続けていくという状況なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 見学者の団体でございますが、団体から言いますと、小学校が小平、武蔵村山市、東大和市合わせまして20団体の見学がございました。それから、中学校が2団体です。一般の方が27団体、全部で49団体の見学がございました。

それから、見学ですが、今、ホームページのほうで公表してまして、随時受け付けるようにはしております。

今後の受け入れですが、PR用ビデオも去年、改修しまして、小学生、中学生が中心ですが、広く一般市民にどんどん開放していくように、構成市を通じてPR、広報をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 粕谷議員。

6番【粕谷久美子】 この見学者2,128人という数字と、あと、足湯の利用者13万6,000人近くの人数なんですが、この差というのがかなりあると思うんです。足湯を利用してもらうためには、この施設を理解してほしいという希望から、こういうふうに進められていると思うんですが、ただ、足湯を利用するというのは、楽しい面というのが割と表に出されて、現状の施設に関し

ての内容というのがなかなかその中で理解されないのではないかなと思っています。足湯を利用する方が13万人いるということに対して見学者が2,128ということだけでなく、同じくらいの数字になって、このごみ処理施設というところをもっと理解してもらいたいというようなことを私はもっと進めていってほしいと思うので、こういったところの工夫した取り組み方というのを考えていただきたいんですが、その辺はちょっとどのようにお考えでしょうか。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 私どもの工場の見学に対するPRの方法だと思います。今お話がございましたように、足湯のほうはご利用者が多数ございますので、例えば足湯の場所に工場の見学もできるというようなポスターを張るだとか、あるいは各市の広報を利用するだとか、幾つか手立ては考えてみたいと思っております。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございませんか。

西議員。

4番【西克彦】 簡潔に幾つか。全体としては今の足湯のご希望を含めて見学者の増につながるようになども含めた今後のご努力をお願いしたいと思っています。見学者は昨年より減っていると思いますので、それはちょっと残念に見ておりました。それについてもお答えをいただいております。

2つ目になります。要するにこの決算において、組合としてご努力いただいた総量として、その評価の中で市民の皆さんのいわゆるごみの分別ないしは資源化のご努力、それから、もちろんここでの徹底したそれに対する十分な対応ということで見た場合、市民的にはそういう分別だとか、先ほど申し上げた再資源化だとか、こういうものは一段と進んでいるとなるんですか。その辺の評

価みたいなのはどんなふうにしたらいいのか、ちょっとそれを伺っておきたいと思います。

数字的には、参考資料等で去年との比較等も若干してみたんですが、もう一つ、ごみの総量の減り方だとか、資源化の進み方もいかがなのかなと思ったものですから、あとは、含まれていたもののくず鉄とか、アルミとか、焼鉄とか、こういうものも全体としては減っているから、そういう混入はないのでしょうかけれども、市民の暮らしとこの処理場との関係で少しその辺の評価を伺っておきたい。

それから、先ほどもちょっとありましたけれども、組合としての温暖化防止策については、目標を持ったり、それへのご努力ということから言うと、どういう評価になっていくのでしょうか。

それから、ちょっと違った角度になっちゃいますけれども、財政健全化法等で、連結ということで各市の財政とこの組合の財政とのつながり方がまた問われてくると思いますけど、その辺については、決算上で見るとどんなふうになるのか、ないしはそういうことについてのご検討というのはいかがになるのか、ちょっとそれらについて伺っておきます。

議長【二宮由子】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 まず、1点目のごみの推移の状況でございますが、多摩地域のごみ実態調査ということで、これは東京市町村自治調査会が取りまとめたものでございますが、これを見ますと19年度の量としては、対前年度で量的には、ごみは全般的に減っています。それに対しまして資源化の推移の表があるんですが、資源化の率としては対前年度で比べたら上がっているということですので、意識としては、ごみの量としては減って、資源化は増えているということが読めるかなと思います。

(「できれば若干のパーセンテージで、数字をお願いします」の声あり)

まず、先に資源化のほうの推移ですが、多摩地域全般で見ますと、前年度では35.3%資源化されていたものが19年度では36.7%に上がっているということです。それに対しましてごみの量ですが、トータルで申し上げますと、千トン単位なんですけど、前年度は1,276千トンあったものが1,238千トンということで、量的には減っています。

以上でございます。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 温暖化の件でございますが、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例というのがございまして、組合もそちらのほうに該当する事業所でございますので、計画書を出しているわけですが、その中で、データはちょっと古いですが、平成18年度の評価でございますと、該当業者は1,000社ありまして、そのうちの184件、上位18%にランクされております。AAプラスという評価をいただいております。

それから、財政の構成市とのつながりということでご質問をいただきましたが、今回の審査意見書にもございまして、分担金の効率的な活用に努めていくというご意見をいただきましたので、引き続きその方向で組合でも努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 見学者が減った理由でございます。これにつきましては、平成19年度、私ども長期に、例えば工事で見学者をお断りしたとか、そういうことはございませんので、通常の増減の中の減かなと思っております。今後もできるだけ見学者を受け入れる体制はつくってまいりたいと思っております。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第5、議案第9号 平成19年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【二宮由子】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

では、ここで10分、休憩を入れさせていただきたいと思います。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

日程第6 議案第10号 平成20年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)

議長【二宮由子】 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第10号 平成20年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第10号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、ただいまご認定をいただきました平成19年度一般会計歳入歳出決算剰余金が確定いたしましたこと及び3号ごみ焼却施設躯体補修等の調査設計委託が必要となったことなどにより、補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,059万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、4款繰入金を減額し、5款繰越金を増額するものでございます。歳出につきましては、2款総務費を増額し、3款塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 それでは、平成20年度一般会計補正予算(第1号)につきまして、説明を申し上げます。お手元の補正予算書を1枚おめくりください。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,059万1,000円とするものでございます。

次に、5枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、説明を申し上げます。

4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございます。繰越金の増額分と歳出予算の増額分との差額を財政調整基金繰入金の減額に充てるものでござい

ます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、平成 19 年度歳計剰余金の確定に伴い、4,596 万円とするものでございます。

続いて、6 ページ、7 ページをお開きください。補正内容につきまして、説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、1 4 節使用料及び賃借料は、当初予定しておりました自動体外式除細動器、いわゆる A E D を清涼飲料自動販売機とあわせて設置することにより、A E D が無料となったため減額するものでございます。

1 項 2 目財産管理費、2 5 節積立金は、平成 19 年度歳計剰余金の確定に伴い、その 2 分の 1 を財政調整基金に積み立てることによる増額でございます。

3 款塵芥処理場費、1 項 2 目塵芥処理維持管理費、1 1 節需用費は、尿素的単価の増がございましたが、消石灰及びキレート剤の単価の減により、薬品油脂類としては減額となります。一方、燃料調整費の改定に伴う電気料金等の増額がございましたため差額を減額するものでございます。

1 3 節委託料は、鉄筋の腐食等により劣化が著しい 3 号ごみ焼却施設 1 階の床の補修に係る調査設計等委託を新たに設けましたが、機器保守点検の契約差金が出たため差額を減額するものでございます。

2 7 節公課費は、前年に排出した硫黄酸化物の量及び単価が減となったことによる大気汚染負荷量賦課金の減額でございます。

2 項 1 目塵芥処理場建設費、8 節報償費は、3 市共同資源化推進市民懇談会の開催回数の増により増額するものでございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第6、議案第10号 平成20年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号) 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【二宮由子】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議員提出議案第1号 小平・村山・大和衛生組合 議会会議規則の一部を改正する規則

議長【二宮由子】 日程第7、議員提出議案第1号 小平・村山・大和衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者代表の提案説明の理由を求めます。

岩本議員。

議長【二宮由子】 岩本議員。

1番【岩本博子】 議員提出議案第1号 小平・村山・大和衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明をいたします。

平成20年9月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、

新たに第100条第12項が設けられました。これに伴いまして、議員の派遣
に関し規定している第100条第12項が同条第13項に繰り下げられたため、
この項を引用している小平・村山・大和衛生組合議会会議規則の一部を改正す
るものです。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました議案のとおりでございます。
よろしくお願いたします。

議長【二宮由子】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第7、議員提出議案第1号 小平・村山・大和衛生組合議会会議規則の
一部を改正する規則、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求
めます。

(賛成者挙手)

議長【二宮由子】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第10号 3市共同資源化施設建設計画に 関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設 計画の進め方に関する陳情

議長【二宮由子】 日程第8、陳情第10号 3市共同資源化施設建設計画

に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情を議題といたします。

本案は、去る5月29日に、当組合議会に提出され、受理したものでございます。なお、陳情項目に賛同する方2,340名の署名簿が追加提出されております。陳情内容につきましては、お手元の陳情第10号のとおりでございます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時36分 再開

議長【二宮由子】 休憩を閉じて再開いたします。

質疑に入ります。

暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

議長【二宮由子】 休憩前に引き続き会議を開きます。

朗読いたさせます。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 それでは、陳情第10号につきまして朗読させていただきます。

件名が3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情。

提出者、東大和市桜が丘2丁目142番地の40、(仮称)廃プラ処理施設から健康と環境を守る会代表、山岐紀一様ほか賛同者の方です。

要旨です。下記(1)～(5)の各事項の回答あるいは行動に私たち住民が満足できないときには、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化施設」の建

設計画を進展させないでください。

(1) 現行暫定リサイクル施設用地を 3 市共同資源化施設建設の想定地としていることに対する合理的な根拠を住民に説明してください。

(2) 小平・村山・大和衛生組合 3 市共同資源化施設の稼働による環境負荷(有害物質、騒音・振動、増加交通量等) に関して、科学的な方法で定量的に推定し、その結果の全てを住民に具体的に説明してください。推定結果は、住民が合意する第三者による評価を受け、その結果の全てを公開してください。

(3) 小平市中島町に立地する衛生組合ごみ焼却施設の近隣住民は、小平市域のみではなく、東大和市域にも存在することを認識し、住民が安心できるように情報開示・説明を、定期的・積極的に行ってください。

(4) 説明会等の開催に当たっては、住民が最大限参加できる場所と日時を設定して、積極的に市民の要望を取り入れる運用にしてください。

(5) 衛生組合は、以上の事項に責任を持って実行してください。

以上です。

議長【二宮由子】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。

鴨打議員。

2 番【鴨打喜久男】 手順として、まず第一は、要望項目に対して組合からの説明を聞きたいんです。組合としてはどう考えているかというのを説明いただきたいということと、それから、これは特別委員会設置ということで行われるのか、ちょっと漏れ聞く話だと、本会議でやると継続できないという話を聞いていますので、当委員会はこれに関する特別委員会を設置して、そして、手順に入っていくということが必要なのかなということを、まず最初の後段のこの件について、先にちょっと議長のほうからご説明いただければありがたいなと思います。

議長【二宮由子】 まず、私のほうから説明する前に、組合のほうの説明を。
陳情の項目に対して組合の考え方。

戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 全体の考え方でございます。まず、3市共同資源化事業につきましては、調査報告という形ではお目通しいただいていると思うんですが、最終的には、私ども焼却施設の建てかえ、また、その前段にございまず粗大ごみ・不燃ごみ施設の建てかえ、一連の計画の中の一部というような位置づけでございます。と申しますのは、最終的に、焼却施設につきましても基本的小まごみを減らしていくという流れの中で、どのぐらいのものが建てかえた場合に必要なのか、また、不燃ごみ・粗大ごみにつきましてもどのぐらいの量が入ってくるのか。その裏には、資源化によって、私どもに入ってくるごみの量が減ってくるという現実がございますので、まず、その資源化についてどのような形で進めていくのかということ計画するというのが事業の趣旨でございます。

また、陳情の項目の中で、個々の話ということではないんですが、基本的には、計画ができれば当然市民の方に説明会を数多く開きまして、説明していく、あるいは安全面につきましても、環境面につきましても十分配慮をして進めていくという考え方はございます。

以上です。

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 まず、要旨に対して住民が満足できないときは建設計画を進展させないでくださいということに対して、組合側はどう考えているのか。

それから、(1)敷地の想定としていることに対する合理的な根拠を説明してくださいというから、説明していただきたいんです、組合として。

それから、(2)、(3)、(4)、(5)とそれぞれポイントがありますので、(2)は自然科学的な方法で定量的に推定し、その結果を住民に具体的に説明。それから、第三者による評価機関を設けてもらいたい。(3)については、住民が安心して住める情報公開・説明を定期的きちんとやってくれと。(4)については、積極的に市民の要望を取り入れる運用をしてもらいたい。(5)ということで、これについて一つ一つ、組合としてどう考えているかご説明してもらいたいんです。私どもはそれぞれを踏まえてバランスよく認識し、それなりの考え方を議員各位が持つんだろうと思うんです。そういう説明を求めているんです。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 それでは、具体的な陳情項目に対する組合の考え方について説明させていただきたいと思います。

まず、最初の陳情要旨にあります、住民が満足できないときには建設計画を進展させないでくださいということに対する考え方がありますけれども、3市共同資源化事業は小平市、東大和市、武蔵村山市及び衛生組合で進めている事業です。この事業は、今回の陳情の主たる内容であります資源物の処理施設だけではなくて、先ほど局長からも説明がありましたとおり、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、さらには焼却施設の更新までも考慮した内容となっております。

今申し上げました内容でありますので、陳情要旨にありますとおり、住民が満足できないときには建設計画を進展させないでくださいという内容は、4団体にとって廃棄物処理施設を検討していく中で非常に重たい課題であると認識しているところであります。

それから、具体的に(1)から(5)までの考え方がありますけれども、まず、用地の合理的な根拠ということでもありますけれども、東大和市用地が資源

化機能施設の想定地として上がってきた経過としますと、3市として増え続けるプラスチックの処理を進めなければならないこと、東大和市として全市対象としたプラスチック処理など資源化を進めなければいけないこと、そして、何より限られた既存の土地利用を考慮した中で検討の1つとして上がってきたという状況であります。

それから、2点目の環境調査の関係でありますけれども、平成18年度に行った調査では、東大和市用地で資源物の6品目処理を行った場合の課題も上がっている状況であります。今後、これらの課題を一つ一つクリアしまして、具体的な施設の整備計画を策定するに当たって、施設内容がはっきりしてきますので、その時点で生活環境影響調査を実施して、その程度を定量的に把握していく必要があると考えているところであります。

それから、(3)の現在の衛生組合の維持管理状況等を積極的に情報提供してほしいということですが、組合では焼却施設の維持管理として、排ガス中の硫黄酸化物やばいじん、塩化水素、窒素酸化物の濃度を連続測定しております。また、これらについては2カ月に1回程度手分析も行っております。さらには、ダイオキシン類につきましては年1回、測定するとともに、関係の深い一酸化炭素濃度を連続測定と手分析による測定を行うなど、常に環境に配慮し、効率的で安定したごみ処理事業を行っているところであります。これらのデータは、組合入り口の電光掲示板や組合発行の広報紙「えんとつ」、ホームページで公表しているところであります。

次の(4)住民説明会でありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今後具体的な整備計画が固まりました段階では、組織市3市並びに施設周辺の方々に対してきめ細かく場所、日時を考慮し、実施していく必要があると考えているところであります。

(5)の以上責任を持って実行していただきますということでもあります。

れども、具体的な計画が固まった中では、今申し上げました説明、並びに施設の運営に対しては十分安全・安心な施設づくりをしていくという立場でございます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 どうも非常に抽象的で、まず最初に、要旨で、「私たち住民が満足できないときには」という言葉があって、その答弁が重く認識していると。重く認識しているとはどういうことなのか、もうちょっとはっきり言ってもらいたいんです、はっきりどう考えるのか。

それから、建設計画を進展させないでくださいということを指摘されているわけですね。これに対してどう考えているのかもちょっときちんとというか、そのことに答えてもらうとよく理解できるんです。

それから、恐縮でございますけれど、(1)の想定地についても、必要性の説明はあったけれども、なぜこの場所を想定したのかという説明、それがありませんね。

それから、第三者による評価の制度についての考え方をどう思っているのかを説明をしてもらいたいんです。

それから、「科学的方法で定量的に推定し、その結果」、この推定ということができるとかどうかということもお聞かせを願いたいんです。先ほどの説明の中では、生活環境調査というのは、その時期の来た時点でやるということですが、この設問ではそうではないですね。既に出してくれということで、その辺の組合の考え方をお聞かせ願いたいんです。じゃないと、よく理解できないものだから。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 まず、陳情要旨の前段のところでございます。これ

につきましては、先ほど説明させていただきましたように、最終的には焼却施設あるいは粗大ごみ・不燃ごみ処理施設の改修の計画にも影響してきてまいりますので、一連の中では、ここが進まないと次のステップも影響が出てくるということでございます。

想定地につきましては、先ほど課長から説明いたしましたように、既存の土地の中から最適地という形で選んだということでございます。

あと、(2)の科学的な方法云々というところですが、これは当然、計画が始まれば一定の環境調査をやっていくわけですが、その内容であるとか、あるいは住民が合意する第三者による評価を受けてという、その方法ですね。この辺がわかりませんので、何とも言えないところです。いずれにしても、調査は行って、その内容は公表するという考えではあります。

以上です。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 事業を推進する立場としますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、住民が満足できないときという非常に抽象的な部分ですから、住民の満足というのをどの程度かということになるかと思えます。すべての人の合意がないとこのような廃棄物処理施設ができないとなると、施設建設は難しくなってくるのかなという立場であります。

それから、第三者による評価等でありますけれども、住民が合意する第三者という表現がありますが、どのような合意形成を図っていくのかというのが非常にわかりづらい表現になっておりますので、その辺も非常に難しい内容になってくるのではないかという認識を持っております。

以上です。

(「答弁違うよ。ともかくどこの議会もみんなそうだと思うんだけど、まず理事者側の答弁があってでしょう。もう少し具体的に欲しかったんですけど、それ

で一応いいです。もう一つは」の声あり)

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 それでは、これ以上聞いてもあれですので、2番目の委員会の位置づけ、これがはっきりしないといけないと思うんです。ということで、だれに答弁してもらったらいいのか。それをちょっと聞かせてもらいたいです。

議長【二宮由子】 ちょっとその前に、特別委員会の件に関しましては、陳情の質疑が終了してから、また、その件に関しましてもご説明させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 私の聞く範囲では、ここでやった場合は継続を認められないというわけでしょう。

議長【二宮由子】 その件に関しましても、特別委員会に関しましては、今この場でお答えするのではなくて、議員の皆様からいろいろご質疑をちょうだいしてから検討させていただきたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

立花議員。

3番【立花隆一】 この陳情に関しては、今、非常に抽象的なご答弁がありましたけど、そうしますと、これに対してお答えができないということになりますか。例えば項目的に、前進をする項目があるのか、ないのか。それとも、こういうことについては全く対応ができないとなってくるんでしょうか。それとも、趣旨がわからないから対応できないということでしょうか。その辺を1項目的には今、鴨打議員のお答えには答えていなかったんですが、具体的にこれはできるけど、これはできないとかというようなお答えをいただかないと、我々はわからないわけです。何が問題なのか、何が課題なのか、何ができないのか

ということを一つ一つの項目についてお話ししていただかないとわからないです。例えば3項目のところには、中身には、この要旨には書いていないですけども、立川の焼却炉の影響もあるというお話なんです、じゃ、逆にどういふ影響があるのかと住民の方は感じているのか、この辺についてもあわせてお答えいただければと思っております。お願いします。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 基本となるのは、先ほど申し上げました3市共同資源化単独の事業ということではなくて、将来的な焼却炉の更新も見据えたものであるということと、それによって、この事業は非常に重要なポイントでございますので、これをぜひ進めてまいりたいという立場です。その中で、先ほど申し上げましたように、住民の方から、満足できないときはこの計画は進めないでくれということでございますが、その内容がどういう内容であるのか。例えば3市の市民33万人おりますが、その方々が全員賛成しないと進められないものなのかどうなのか。この辺でわからないところもございまして、ただ、基本的には、私どもはそういった将来的な焼却炉の建てかえをはじめとした計画に向けてスタートしていく第一歩であるということでございますので、この計画が中止ということになれば将来的な影響もあるということでございます。

それと、あと各項目も基本的には、計画ができればすべて公開するとともに、説明はしていくということでございます。(2)の環境の問題につきましても、基本的にはそういった立場ではあります。また、(4)につきましても、今後、説明会についてはできるだけ多くの方が来られるような場所、日時を設定するというに基本的な考え方は置いてございます。ただ、(2)にございまして、先ほど課長が説明いたしましたように、住民が合意する第三者がどういったものなのか、その辺もまだわかりませんので、具体的なお答えがここではできないということです。ただ、基本的に、調査すれば、その結果は公表して

いくということになるかと思えます。

議長【二宮由子】 立花議員。

3番【立花隆一】 そうしますと、まず前文で引っかかるということでしょうか。そうしますと、建設計画を進展させないでくださいというのはできませんと、こういうことですか。

それと、住民に対しての満足というのはどういうものが提示しないと、これはお答えができないということですか。どういう満足なのか。100%なのか、ある程度の満足を得られればできるというのか、それによって、この辺が変わってくるということなんですか。ちょっとそれ、私が解釈して申しわけないんですけども、それをちょっとやらないと、この議論をどうしていくのかということに対しては、まず前文で引っかかるということになりますか。そういうことですね。前文がある程度話が、内容、全体象がわかってくれば、各項目については前進していくこともできるというお答えになっていくのか。それとも、項目の中でも第三者評価については、内容がわかった時点で対応するとなっていくのかということ。

1番目のところには全然お答えがなかったんですけど、そうしますと、想定地とする合理的な根拠というのは明示できないということですか。その辺をちょっと教えていただきたい。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 1点目の住民が満足できないときには建設計画を進展させないという陳情の趣旨ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、今回の事業は資源物の処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設、最終的には焼却施設の更新も含んだ計画というか、18年度に行った調査はそのような内容になっていまして、今後の具体的な施設整備に当たっては住民の意見を吸い上げるとか、周りの方の理解を得るということは当然しなければならないことですが

れども、3市、33万人の住民のすべてが満足できる施設づくりというのは非常に難しいのかなと思っています。

具体的には、この焼却施設の関係では、連絡協議会というものを設けて周辺住民の方の意見を聞いておりますけれども、この焼却施設についても、いまだに反対の意見をいただいております、満足を得ているという状況ではないと思います。ご理解を得ているということの認識でありますので、これらの事業を満足できるような施設整備を行っていくということは不可能に近いのかなとは考えているところです。

それから、想定地の問題ですけれども、今回の事業に当たってはどこの土地がいいかということをもっと前提にして進められている事業ではありません。既存の施設がある場所を想定して、東大和の土地がまずいいのではないかとすることで、その場所でどれだけのことができるかということ踏まえて平成18年度、調査を行って来て、それらの調査結果を踏まえて課題の整理をして、どれだけの事業ができるか、それらの計画を今、詰めているという段階であります。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに。

立花議員。

3番【立花隆一】 これで終わりにしますけど、そうしますと、もう少し陳情の中身を我々も、じゃ、全く住民が100%満足しなければ進展をさせることに合意はできないと住民が言っているのか、ある程度内容がわかった段階で、満足が80%得られれば、これを進展させてもいいかなと言っているのか、この前文の問題が引っかかるということになってきますか。そうであれば、1項目から5項目は、ある程度開示、そして前進をすることが可能となっているのか、その辺をちょっともう一度、確認したいと思います。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 前段に当たりましては、今、議員さんのほうからご指摘があったとおりでありまして、具体的な5項目の中でも、(2)にありますとおり、推定結果は住民が合意する第三者による評価とありますけれども、その辺は、住民が合意するというのは33万人の住民の合意形成をどのように図っていくかということで、これについても課題が多いと認識しているところであります。

以上です。

議長【二宮由子】 立花議員。

3番【立花隆一】 そうしますと、これ、たしか住民懇談会は3月ぐらいに結論がおおむね出てくるということですね、来年3月。そうしますと、この陳情については、先ほど取り扱いのお話がありましたけれども、今定例会で結論が出ないということになると、次は来年に持ち越しとなりますね。そうしますと、これに対してどうお答えをしていくかということに関しては、市民懇談会の結論が出ても、これに沿った議論はできるという認識でいいんですか。それをちょっと確認したい。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 現在行っています市民懇談会の関係は、今年度中に一応まとめを出していただく予定になっています。それと同時に、内部で推進本部というものを設けておりまして、具体的な計画の中身を定めます基本構想案というのを今年度中に固めたいと思っておりますので、その中で施設の具体的な整備内容が固まってくると考えておりますので、このような施設内容を踏まえて、その施設が安全・安心な施設にしていく。それに対して住民の意見をどのように吸い上げていくのか、聞いていくのかということに対しては、この陳情趣旨にあるような住民説明と、並びに環境測定等を今後していったらいいという

うことは、そういうような計画がはっきりした段階でどのように進めていくかというスタンスにはなってくるんだと思います。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかにご質疑ございますか。

大原議員。

10番【大原明彦】 今、住民という話で、陳情書に書いてあるもの、これがあいまいであるということによってちょっと前に進まないんじゃないかと自分は思うんです。これは、この要旨のところに書かれている、最初の冒頭のところの住民が満足できないときの住民ですとか、1項目目から4項目目まで「住民」という言葉が出てくるんですけれども、ここら辺をきちんと整理して、どういう住民を対象にしているか。先ほど33万人ということでお話しになっていたようなのでちょっと気になったんですけれども、例えば項目1の合理的な根拠を住民に説明してくださいというのは、想定地としている建設予定地の近辺の住民という意味だと僕は解釈しています。ということは、桜が丘2丁目の近辺の方々ではないかと私は思っています。

あと、2番目、これも要するに環境負荷という形で共同資源化施設に関しての具体的な説明をということですから、その周りの人かと認識しています。

あと、3番目、これは中島町に立地するということが書いてありますので、これはごみ焼却施設の近隣の住民、これは明記されています。

あと、4番目、説明会の開催に当たって、住民が最大限参加できる云々というところは、桜が丘2丁目と中島町近隣の住民両方を含むと、自分としては個人的にこういう解釈をしているんですけれども、ここがあいまいなために、要旨としてつかみにくいし、それが達成できるかできないか、可能か不可能かということの判断ができなくなっているのでは、今、現状ではそういう状況じゃないかと私は思います。

幸いここに陳情者の方がいらっしゃるのですが、これが正しい流れなのかどうかわかりませんが、そういう今ここで確認することもできるのではないのでしょうか。「住民」という言葉を使って陳情書をお書きになっているわけですから、それはどうなのでしょう。可能かどうかということなんですけれど。

議長【二宮由子】 質疑の途中でございますが、あらかじめちょっと申し上げます。副管理者2名の方は、公務がございまして途中退席をさせていただきますので、ご報告申し上げます。

副管理者【尾又正則】 申しわけないです。

議長【二宮由子】 ここで暫時休憩をいたします。

午後12時08分 休憩

午後12時12分 再開

議長【二宮由子】 休憩を閉じまして再開をいたします。

先ほどの大原議員の質疑のご答弁はどのような対応をさせて。

市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 住民に対する考え方ですけれども、陳情者と組合のほうでかけ離れているかもしれないんですけれども、組合としますと、3市共同資源化事業というのは資源物の処理施設だけではなくて、当面は不燃・粗大の更新もありますので、これらの計画となると、東大和の桜が丘の住民ということだけではなくて、小平市の衛生組合の周辺の住民の方も影響が出てくるということです。

それから、それらのごみの出し方というのは、将来的には焼却施設の更新にかかわることですから、全体とすれば、先ほども申し上げましたとおり、住民の位置づけとしては3市、33万人の方のことを意識している、そういう状況であります。

以上です。

議長【二宮由子】 大原議員。

10番【大原明彦】 要するに私が聞きたかったのは、陳情書の要旨の内容をきちんと正確に把握しないと前に進めないでしょうということで、この中で今、考えられるのが「住民」という言葉だと。ですから、この「住民」という言葉が桜が丘2丁目近辺と中島町の近辺の住民に限定していないんですね、全体を含めたことなんですねということを確認できるのでしたら、次に行けるんじゃないかと思った次第です。

それで、先ほど陳情者の方がいらっしゃるのでというのをつけたのはその意味合いも含めて、例えばこれがきょう、延期になるなりした場合に、また次回ということになると、これはもう5月の29日に受理されて半年たっているわけです、内容として、案件として。そういうこともありまして、スピーディーにやっていくことは非常に大事ですし、そこら辺、きょう、一步でも進められることがあるならばということでもちょっと聞いたわけです。

陳情書の要旨の内容を把握しないことには議論が進まないというのが、繰り返しになりますけれども、先ほどから言っているんですが、それが今の時点で一番重要ではないかと思っています。

以上です。

議長【二宮由子】 今のは意見でよろしいですか。

大原議員。

10番【大原明彦】 今のは意見です。

議長【二宮由子】 ありがとうございます。

長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 要旨の(1)の想定地に対する合理的な根拠の説明という要旨ですけれども、先ほどの組合の説明では、既存の施設がある場所という

ことでしたけれども、どこどこを比較検討されたのか、それをご説明いただきたいと思います。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 組織市3市のリサイクル事業はこれまで、3市が独自に行ってきたておりまして、小平市は小平市の土地で行っておりますし、東大和市は暫定施設としてリサイクル施設を整備してきたという経過がございます。

一方、武蔵村山市は民間委託にしております、そのような状況の中で東大和市においては暫定施設を本格的に整備をしなければならないという課題が一方でありました経過等もこの想定地として上がってきた経過の1つになっているところであります。

以上です。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 副管理者、東大和市長は帰られたんですが、東大和市の9月の定例会における他の議員の一般質問に対し市長は、組合の理事者として地域住民の合意を得ることが困難であるとすれば、組合は今までの方針を再検討すべきであると答弁をしています。

その答弁について、再検討ということについて、組合の中で、この議会が始まる前に管理者でお話し合いもあったんでしょうけれども、東大和市長のほうから、この計画についてのどのような提案があり、それについてどのような話し合いをされたのか聞かせてください。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 私ども組合といたしましては、理事者の方々が集まって話をしていく場がございます。理事者会というものでございますが、その中で具体的に3市共同資源化をどう進めていくかというお話がございまして、

その中で決定した項目に沿って現在進めてございます。

施設の土地の関係で言えば、現在の東大和市のリサイクルセンターの用地をいかに具体的に利用していくかという命題を持って現在進めているところでございます。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 すいません。理事者会で再検討をすると、東大和市議会で理事者という立場で答弁をされているんです。市長が再検討しなければならない、すべきだと。それについて組合の理事者として、組合でどのように提案をされ、どのような話し合いをされたのかということを知っています。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 先ほど申し上げましたように、現在では、土地について具体的にどういうふうに進めていくか、具体的な計画を立てるという形の決定でございますので、それに沿ってやっていくという形でございます。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 そうすると、何も無いということですね。東大和市の市議会では、ちゃんと11月1日の議会報に出ているんですよ。もちろん会議録も見ていただければもっと詳しく出ていますけれども、これは集約したものですから。9月議会の東大和市の議員の質問の中で、地域住民の合意を得ることが困難であるとすれば、組合は今までの方針を再検討すべきであると、そういうふうな理事者という立場でおっしゃっているわけです。それについて、組合の理事者会で何の提案もないということではよろしいのでしょうか。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 現在は、東大和市のリサイクルセンターの土地をいかに活用していくかということで具体化を図るという合意は得ております。現在、それに向けて計画を立てているところでございます。

以上です。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 東大和市の9月議会の一般質問の答弁は、こちらでも情報を得ているところです。この3市共同資源化事業の関係は、先ほども答弁させていただきましたけれども、その具体的な内容を今詰めているところです。この施設整備の方針が決まった段階では、住民への説明等きめ細かく行っていく必要があります。その中では当然住民の方の意見があるかと思えます。そのような意見を踏まえてどのようにしていくかということで再度、3市の理事者に今後の方向等を決めていただく、そのようなスケジュールになってくるのかと考えております。

以上です。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 スケジュールを伺っているのではなくて、整備の方針が決まった段階で説明するのが当たり前のことであって、今、決まる前だから、聞いているわけですね。決まる前だから、建設計画についても進展させないでくれというのは、組合のほうは資源化施設がまず先にあって、そこから不燃・粗大、それと焼却施設、計画はそういう状況になっているのはわかります。けれども、この陳情については、資源化施設の建設計画ですよ。これを進展というのは、つまり具体化させないでくださいという説明なわけで、要旨なわけです、資源化施設を。その資源化施設がなければ粗大・不燃、焼却の建てかえはできないんですか。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 今回の3市共同資源化事業というのは、昨年12月に3市の理事者が集まって資源6品目の共同処理をしていこう、それについて、東大和市の想定地を利用してどのようなリサイクルを進めていくか検

討していこうということが合意されておりますので、その事業を固めると同時に、不燃・粗大も検討していくということで、これは別々の事業ではなくて、一体の事業としてなっているものでございます。

以上です。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 一体はわかりますけれど、資源化については各市それぞれやっているわけですから、別の方法を考えるということもあり得るわけですね。その合意した12月25日の3市の市長の理事者の合意の内容については、理事者のうちの1人が再検討をすべきだという答弁を東大和の議会の中でしているわけですよ。そのことについて、組合の中できちんと話をしていただかないと、もっと進まないんじゃないですか。具体化を進めていくというのはおかしいじゃないですか。理事者の中で、12月25日には合意したかもしれないけれど、その後、再検討すべきだと理事者の1人が言っているわけですから、それについては組合としてもきちんとそのことを踏まえて話し合いを、再検討をすべきだと思いますが、いかがですか。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 最終的には基本計画、基本構想という形をつくっていくわけですが、その間には当然、最終的には理事者での話し合いの場というのは何回か設定されて、その中で確認をしつつ行っていくという形になります。

以上です。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 今、市民懇談会がされていますが、今のスケジュール表を見ると、この市民懇談会の内容をまとめられたものを理事者のほうに報告されるのはたしか一番最後、3月の末ぐらいになっていますよね。つまりそれまでは理事者会はないという形で思っているわけですね。3市の理事者が集まっ

て、12月25日の合意した事項について再検討をする時間というのは持てないという、組合側のお考えはそれでしょうか。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 この事業の進め方としましては、市民懇談会でいろいろなご意見をいただいております、その報告と同時に、内部で推進本部ということで検討しております。それらの中で一定のまとまりが出ましたら、当然理事者に判断をいただくような機会を持たなければいけないと思います。ただ、それがいつになるかというのは今現在、わかりませんが、懇談会、それから、推進本部の進捗状況にあわせて理事会を開いていく、そこで判断をいただくというような流れになっています。

以上です。

議長【二宮由子】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 そうしますと、東大和市用地を想定地としたということについては、合理的な根拠というのは、比較する用地、それぞれの施設の用地があって、こういう状況だから東大和の暫定の施設のところにしましたという説明では今までなかったですね。大和の事情とかも考えられてされたんでしょうけれども、そういう説明しかできないですよ。今後、再検討していただけるものと思っておりますが、この12月25日の合意事項については再検討をしていただくべきだと思っておりますが、再検討をされて、その後、どんなふうに考えていらっしゃるのかどうか、再検討はする気もないのかどうか、その辺を伺わせてください。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 今、内部の推進本部の下部組織として、ソフト面を検討します共同資源化部会、それから、ハード面を検討している不燃・粗大ごみ処理検討部会というのがありまして、内部ではその2つの検討部会で検討

しているわけですがけれども、その中では、平成18年度に行った調査報告の中で、東大和市の想定地で6品目を処理した場合に、高層化になっておりまして、そのような中では日常の運営とか、維持管理面で非常に課題があるというような表記になっておりまして、それらの課題がクリアできるのかどうかを今、その2つの部会の中で検討しているところです。

ですから、どうしてもクリアできない課題があるということになれば、その資源6品目を東大和市で行うということは、当然軌道修正は必要になると考えておりますけれども、3市共同資源化事業そのものを再検討とは、今のところ、考えておりません。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございますか。

須藤議員。

12番【須藤博】 最初に先ほどの大原議員の発言に対する意見として申述べますけれども、こういった陳情は文面がすべてですから、聞いてどうのこうのという話じゃないということです。この文面が今後ずっと生きていきますので、「私たち住民」という表現があれば、それはそれで普遍的にこれが、私たちはこの一帯なんですよと書いていないわけですから、それは書いていなければ、これでどういうふうに解釈するかは今後、市民なり、我々なりがなかからくまなきゃいけないという話ですから、聞くということ、聞いてどうこうできる問題ではないと思います。

あと、個別の問題ですがけれども、陳情理由のところ、上から10行目ぐらいですか、「同資源化施設は、廃プラの圧縮・結束・梱包を工程とする中間施設と思われませんが、」ということで、完全に杉並の施設と同じような施設という形で書いてありますけれども、この認識は間違いがないかということ、これが1点。

それから、搬入車両の大幅増加ということも書いてあります。この交通量調

査についてはどうするのか、もう少し説明してほしいと思っております。

この2点、よろしく申し上げます。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 まず1点目の杉並病との関係ですけれども、プラスチックの圧縮・梱包をする施設と杉並の中継施設とは、施設の内容が違っていると認識しているところです。

それから、交通量の調査でありますけれども、18年度に行った調査報告では最小でも搬入車両が150台強になるというような結果になっておりますけれども、施設の内容が今後はっきりしてきますので、その中で搬入車両の調査とか、搬入ルート並びに搬出ルートの調査等詳細な調査は今後していく必要があると考えております。

以上です。

議長【二宮由子】 須藤議員。

12番【須藤博】 交通量についても、この施設がどうなるかで変わってくるということですね。これが150台になるのか、200台になるのか、50台になるのか、全然まだわかっていないということですね。

あと、廃プラの圧縮・梱包を工程とする中間処理ということですが、これも含まれる、もっと分別とか、多目的な施設だということですね。ちょっとその辺、もう少し説明してください。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 18年度に行った調査報告では資源物として6品目上がっておりまして、缶・瓶、ペットボトル、それから、容器包装プラスチックと乾電池、蛍光管という6品目でありまして、今申し上げました容器包装プラスチックの中に圧縮・梱包・保管がある。ペットボトルも同じような処理の施設になってくる。そのような状況であります。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 杉並との差でございますが、杉並につきましては、プラスチックのほかに雑多なごみが入っているということでございます。今回、私どもが想定しているのは、いわゆる容器包装プラスチックのみという形で内容が違っていると認識しております。

以上です。

議長【二宮由子】 須藤議員。

12番【須藤博】 あと、報告書の中に、この施設についての環境面の心配の除去のために、負圧にして、その空気を除去、フィルターなりできれいにするというようなことが書いてあったんですけども、かなり大量の空気じゃないかなと思うんですが、技術的にプラスチックの危険な物質が出ているとして、出るかどうかわかりませんが、そういった技術的に空気のろ過というのは可能なんですか。

議長【二宮由子】 片山計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 議員おっしゃることはVOCの関係だと思います。揮発性有機化合物の処理についてはさまざま方法があるわけですけども、今、私どもで手元に持って調べてあるのは吸着法、触媒酸化法、直接燃焼法、蓄熱燃焼法、油等による吸収、水・酸・アルカリ吸収、それから、冷却して凝縮というような方法があるかと思えます。ただ、ほとんどが溶剤、VOCの対策の場合は溶剤ですとか、ペンキ、そういうところで有機溶剤を乾燥させる設備で発生する割合が多いものですから、大量に出しているわけです。それに対する対策として今申し上げた7種類ぐらいが考えられているんですが、具体的にこういうプラスチックの圧縮施設でとるであろう方法とすれば、非常に空気量としては少ない、それから含有する量も少ないということで吸着法、代表的なのは活性炭吸着でございますけれども、あとは触媒酸化法、つまり燃焼です

ね。効率よく燃やすために、ただ、そこから負圧にして、抜き取った空気を燃やすだけではなくて、触媒を使って反応効率を上げている。今、採用する技術としては2つぐらいが考えられるかなと考えております。また、これについては、新技術等を含めまして、現状の処理技術の効果、それから新しい技術の開発、実証試験が今、行われているようでございます。

以上です。

議長【二宮由子】 ここで暫時休憩をいたします。

午後 12 時 36 分 休憩

午後 12 時 49 分 再開

議長【二宮由子】 休憩を閉じまして再開いたします。

質疑に入ります。

岩本議員。

1 番【岩本博子】 1 点伺います。そもそも論になってしまうんですけども、先ほどもちょっと長瀬議員も触れられていましたけれども、3 市共同資源化施設そのものに対して、将来 10 年後、20 年後を見据えたときに、ごみを発生抑制というところから、今、世の中の流れが発生抑制の流れになっていると思うんですけども、それぞれの自治体が責任を持ってごみを減らしていき、出たごみは処理するというところでは、3 市共同ではなく、各自治体でということも、私は悩ましいんですけども、そういったところの考え方も、1 つは、方向転換としてはあるのかなと思もするんですけども、そのあたりについて、先ほどはその考え方はないみたいなことだったんですけども、将来的なことを見据えたときに、そういった考え方についてどう思われるかなというところをちょっと 1 点だけ伺っておきたいと思います。

議長【二宮由子】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 まず、3市で共同してやるのかどうかということでございます。基本的な量的なメリットというか、そういうものがかなり大きなものを占めていると思います。ごみの焼却もしかり、不燃ごみもそうでございますが、一定の量を集約して処理するということに対しまして非常に効率的である。また、各市がそれぞれ投下する財政的な負担よりも、1つの施設に集中的に投下したほうが財政的にも有利であるというような面がございますので、3市共同資源化という形の中で3市で共同して処理をする施設をつくっていくということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長【二宮由子】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 議員の勉強会がありまして、その際に、資料で寝屋川市の訴訟の判決要旨というのをいただいています。そこで感じたんですけれども、先ほど杉並病の関係で、杉並の中継施設と今回考えている施設は違うんだという話がありました。寝屋川市の判決の中でも、杉並中継所とは違う施設なんだと。要するに、杉並の場合はいろいろなものが一緒くたに処理をされているということだけれども、寝屋川については廃プラスチックの再処理を行うという施設なんですということで、そこが違うんだということが判決要旨の中でも触れられています。

その点で逆に、杉並とは違う、そういう処理施設で、判決は住民の側が負けていますけれども、健康被害が添えられているという問題は重視すべきなのではないかと思うんです。

それから、判決要旨を見ても、健康被害と施設との因果関係について、住民の側が証明しなくてはならないとなっているわけです。いざそういう施設ができて健康被害があったという場合に、住民の側がそれを証明しなくてはならないという立場になるわけです。そういうことを考えたときに、計画段階の時点

で、環境・健康被害の問題について、計画を進める側がきちんと安全性について説明もし、証明もしていくということが求められるということが寝屋川の判決からも、逆に私は指摘できるのではないかと思います。

それから、杉並病についても、東京都は硫化水素説というのをとっているんですけども、国は原因物質はわからないけれども、一定の疫学的な因果関係を認めるとなっている。研究者や学者の中でプラスチックの圧縮の際に有害物質が発生をして、それが原因物質、特定はできないけれども、原因になっているという研究もされているという状況にあるわけですから、先ほど来、この施設は必要だから、つくらなくてはならないんだという説明がありますけれども、私は、そうではなくて、必要だから、周辺住民、いろいろ環境、健康被害が出て構わないんだということでは当然ないと思うので、この点についての認識を伺いたいと思います。

議長【二宮由子】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 施設を建設するに当たっては、住民への健康被害とか、そういうものは出してはいけないという立場は基本的にございます。

それから、日々の操業に対しても、それらの施設が安全・安心な稼働ができているかどうか、それは日々、チェックをしていかなければいけない。それらのデータは住民に開示をし、情報提供していく、そういうスタンスは持つていく必要があるんだろうと考えているところです。

以上です。

議長【二宮由子】 ほかにご質疑ございませんか。

長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 陳情審査に当たって資料を要求させていただきたいと思えます。まず、3市共同資源化施設を建てるに当たって、今、設置をされています市民懇談会に寄せられた市民からの意見書、42通あると思えますが、意

見書、それから、この市民懇談会支援事業のためのコンサルとの契約をされましたが、そのコンサルとの業務委託契約を結ぶに当たって、契約書と決定までの経過がわかるもの。

3点として、当組合の入札参加資格者指名停止基準を出してください。

議長【二宮由子】 お諮りいたします。

ただいま長瀬議員から資料要求がございました。その資料要求に対しまして、後日でいいですね。後日、資料要求に対しまして皆様方ご賛同いただけますでしょうか。

立花議員。

3番【立花隆一】 指名停止要求、これはどういう意図で資料を出されていきますか。教えてください。3項目目。

議長【二宮由子】 指名停止基準ですか。指名基準と指名停止基準とあります。

長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 コンサル選定過程に疑義がありますので。

議長【二宮由子】 鴨打議員。

2番【鴨打喜久男】 あそこの取り扱いも特別委員会を設置してからの話だと思います。手順が違いますね。

議長【二宮由子】 須藤議員。

12番【須藤博】 先ほど来いろいろ質疑していますけれども、この会期は1日限りで、計画もよく見えていない段階で、きょう、結論を出すのは無理だと思いますので、特別委員会を設置する動議を出させていただきたいと思っております。そこで資料要求もしたらいいんじゃないでしょうか。この陳情については、12名で構成する「3市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会」という名称で、そちらに付託するというのを提案したいと思いま

す。

議長【二宮由子】 ただいま須藤議員から、この陳情について、12人の委員をもって構成する3市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会を設置し、同様に長瀬議員からの資料要求もそちらの委員会として要求をさせていただくということ、これに審査を付託されたいとの動議が提出され、賛成者の方はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

議長【二宮由子】 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって、この動議を議題として採決いたします。お諮りいたします。この動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。ここで暫時休憩をいたします。

午前 12時59分 休憩

午後 1時04分 再開

議長【二宮由子】 休憩を閉じて再開いたします。

続いてお諮りいたします。ただいま設置されました3市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会、委員の選任については、小平・村山・大和衛生組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長においてお手元に配付した名簿のとおり指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

陳情第10号については、3市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 5 分 休憩

午後 1 時 2 5 分 再開

追加日程第 1 議会閉会中の特別委員会の継続審査の申し出について

議長【二宮由子】 休憩を閉じて再開いたします。

議事日程第 1 号追加の 1、第 1 議会閉会中の特別委員会の継続審査の申し出についてを議題といたします。

3 市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会に付託されております陳情第 1 0 号 3 市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出がございますが、議会閉会中の継続審査の扱いといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会 1 1 月定例会を閉会いたします。

午後 1 時 2 6 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 二 宮 由 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鴨 打 喜久男

小平・村山・大和衛生組合議会議員 長 瀬 り つ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 大 原 明 彦